

半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備事業実施要綱

制定 令和5年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において半導体関連産業の集積を図ることで、産業基盤の強靱化及び地域経済の活性化に資することを目的として策定した「半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針」に基づき、本市と民間の事業者とが連携して実施する産業用地の整備に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業用地

企業の立地が即時に行える状態に整備された用地であって、本市の産業基盤の強靱化と地域経済の活性化に資するためのものをいう。

(2) 整備事業

産業用地の整備に関する、整備区域の選定、調査及び設計、計画策定、各種協議、用地取得、造成工事、立地事業者の誘致及び調整、その他一切の業務のことをいう。

(3) 半導体関連産業

半導体、半導体製造・検査装置、関連部品及び材料等の製造、設計及び研究開発、半導体を搭載した製品の製造、設計及び研究開発、並びに半導体等の流通に関連した産業をいう。

(4) 立地

本要綱によって整備された産業用地において、第6条に規定する対象業種等を営む者が立地対象施設を建設することをいう。

(5) 不動産賃貸業

第6条に規定する立地対象施設を建設し、対象業種等を営む者に対して事業用不動産として貸付けを行うことを主たる目的とした業種をいう。

(6) 審査会

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）に基づき設置される産業用地整備検討審査会をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱の対象となる整備事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 第4条に定める対象エリア内における整備事業であること。

(2) 整備区域の面積が3ヘクタール以上であること。

- (3) 第6条に定める立地対象施設のみの立地が対象となること。
- (4) 整備事業に必要な許認可等を取得する見込みがあること。
- (5) 整備区域において全ての地権者の同意を得る見込みがあること。
- (6) 令和11年3月までに立地の決定が完了する見込みがあること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が第7条第1項に規定する公募を行うときに定める要件を満たすこと。

(対象エリア)

第4条 この要綱の対象となるエリアは、本市域内のうち、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、第1号から第3号に規定するインターチェンジ又はスマートインターチェンジについては、その出入口から概ね半径1キロメートル圏内、第4号に規定する路線については、いずれかの路線に面したエリアで、当該路線から奥行き概ね500メートル圏内とする。

- (1) 九州縦貫自動車道植木インターチェンジ周辺エリア
- (2) 九州縦貫自動車道北熊本スマートインターチェンジ周辺エリア
- (3) 九州縦貫自動車道城南スマートインターチェンジ周辺エリア
- (4) 一般県道熊本空港線（一般県道益城菊陽線以東）、国道443号沿線エリア

(対象事業者)

第5条 この要綱の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、第3条の対象事業を行う日本国内に本社を有する民間の事業者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、第9号及び第10号については、市長が適当と認めたときはこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市税の滞納がないこと。
- (6) 業として本件整備事業に係る業務を営んでいること。
- (7) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (8) 本整備事業の実施に必要な資力及び信用を有すること。なお、以下に掲げる全ての項目に

該当すること。

ア 過去3期連続で経常利益が赤字でないこと。

イ 直近期において債務超過でないこと。

ウ 直近期において利払能力（事業損益を支払利息で除した数値）が1以上であること。

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(10) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であり、かつ、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止命令を受けていないものであること。

（立地対象施設）

第6条 この要綱により整備された産業用地に立地することができる施設は、原則として半導体関連産業に該当するものとし、別表中「1 対象業種等」の用に供する「2 対象施設」に定める施設及びその附帯施設とする。

2 対象事業による整備区域の一部に、半導体関連産業に該当しないものを立地する場合においても、当該施設が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく熊本県地域未来投資促進基本計画5（1）掲げる地域の特性及びその活用戦略に定める分野に該当する場合であって、別表中「1 対象業種等」の用に供する「2 対象施設」に定める施設及びその附帯施設である場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、立地することができる。

(1) 第1項の要件を満たす施設（半導体関連産業に該当し、別表中「1 対象業種等」の用に供する「2 対象施設」に定める施設及びその附帯施設）の整備面積の合計が、一の産業用地の整備面積の概ね過半を超えるとき。

(2) 市長が特に必要と認めるとき。

（対象事業者の公募）

第7条 市長は、別に定める公募要領に基づき、対象事業者の公募を行うものとする。

2 市長は、前項の公募に対し応募があったときは、審査会へ諮問してその答申を受けた上で、適当と認めるときは、次条第1項に規定する協定締結の候補者として決定する。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

3 第1項の公募を行わない期間における提案は、全て無効とする。

（協定の締結）

第8条 前条第2項の規定による決定を受けた対象事業者は、市長と次の各号に掲げる事項について協議を行い、その内容について協定を締結するものとする。

(1) 対象事業の計画、スケジュールに関する事項

- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 整備工事における災害の防止等に関する事項
- (4) 環境の保全等に関する事項
- (5) 企業誘致に関する事項
- (6) 市と対象事業者との連携及び協力に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市の支援)

第9条 市は、前条の規定により、市と協定を締結した者（以下「協定締結者」という。）が実施する対象事業に対し、次の各号に掲げる事項について、支援するものとする。

- (1) 熊本市の市街化調整区域における地区計画の運用基準の特例に関する要綱（令和5年3月31日施行）の適用
- (2) 地域未来投資促進法に基づく熊本県地域未来投資促進基本計画の重点促進区域に係る土地利用調整計画の策定等
- (3) その他の当該対象事業の円滑な実施に関する必要な支援

(協定の変更)

第10条 協定締結者は、当該対象事業の計画の内容を変更しようとするときは、市長と協議するものとし、市長は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、これを承認し、協定の変更を行うこととする。

- 2 市長は、当該対象事業の計画の内容の変更に関する審査を行う場合には、必要に応じて審査会の意見を聴くものとする。

(協定締結者の報告等)

第11条 協定締結者は、当該対象事業が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査又は報告を求めたときは、必要に応じて協定締結者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

(対象事業の完了)

第12条 協定締結者は、当該対象事業に係る造成工事が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 協定締結者は、当該対象事業に係る全ての立地の決定が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前2項の報告を受けたときは、審査会へ報告するものとする。

(協定の解除)

第13条 市長は、協定締結者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協定を解除することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により当該協定を締結したとき。
- (2) 当該対象事業の計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第5条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第11条の規定により求められた措置をとらないとき。
- (5) 市長が、当該対象事業の計画が遂行困難の状況になったと判断したとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に該当する場合、解除する旨を協定締結者に文書により通知するものとする。

(立地事業者との立地協定の締結)

第14条 市長は、当該産業用地に立地する事業者との間で、立地決定後速やかに、次に掲げる事項について協議を行い、その内容について立地協定を締結するものとする。

- (1) 立地計画、スケジュールに関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 整備工事における災害の防止等に関する事項
- (4) 環境の保全等に関する事項
- (5) 市と立地事業者の連携及び協力に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(別表)

区 分	対 象
1 対象業種等	(1) 熊本市企業立地促進条例施行規則（平成１１年規則第１０号。以下「規則」という。）第３条第１項各号で定めるもののうち、次に掲げる業種又は事業 ア 製造業 イ 道路貨物運送業 ウ こん包業 エ 倉庫業 オ 機械設計業 (2) 不動産賃貸業 (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める業種又は事業
2 対象施設	(1) 規則第４条第１項各号で定めるもののうち、次に掲げる施設 ア 工場 イ 研究開発施設 ウ 物流センター (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める施設